

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 基本的人権を尊重するため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を実効性のあるものとする。
2. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性のある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
3. インターネット上における人権侵害を予防するため、プロバイダ責任制限法等法令を見直すなど、実効性のある制度を確立すること。